

平成30年6月定例教育委員会
議案説明資料

報告 3件

議案 1件

計 4件

番号	報告第6号	担当	市民協働部いきがい学習課
報告名	松原市社会教育委員の委嘱及び任命に係る専決処分の承認を求めることについて		
説明	<p>松原市社会教育委員条例第2条第2項に基づき、松原市社会教育委員の委嘱及び任命について、教育長専決にて、委嘱及び任命を行ったのでこれを報告するもの。</p>		

改正

平成14年3月29日条例第14号

松原市社会教育委員条例

松原市社会教育委員の定数等に関する条例（昭和30年条例第37号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条に規定する社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。

（委員）

第2条 委員は、13人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1）学校教育関係者
- （2）社会教育関係者
- （3）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4）学識経験者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員の互選により委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、委員を代表し、委員の会議を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（施行の細目）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に委嘱又は任命されている委員は、第2条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

附 則（平成14年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

番号	報告第7号	担当	学校教育部教育推進課
議案名	平成31年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書選定（小学校）に係る 諮問について		
説明	<p>平成31年度に小学校で使用する「特別の教科 道徳」以外の教科用図書については、平成29年度検定において新たな申請がなかったため、平成25年度検定合格図書等の中から採択することとなります。よって本件につき、松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問することを教育長専決にて行ったので、これを報告するもの。</p>		



29 初教科第 47 号
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
梶山 正



(印影印刷)

平成 31 年度使用教科書の採択事務処理について (通知)

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 文科初第 1807 号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

平成 30 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこと。

なお、「平成 31 年度使用小学校用教科書の採択について」（平成 29 年 10 月 13 日事務連絡）により周知したとおり、平成 29 年度検定において新たな図書の申請がなかったため、基本的には前回の平成 25 年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。

このため、採択において参考とできるよう、平成 25 年度検定合格図書に関する教科書編集趣意書を文部科学省ホームページに掲載しているほか、平成 26 年度教科書見本の時点から変更のあった箇所についてまとめたものを、一般社団法人教科書協会より各都道府県教育委員会に対して 4 月中に送付することを予定していること。

例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4 年間の使用実績を踏まえつつ、平成 26 年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること。

(2) 中学校用教科書の採択について

平成 30 年度においては、新たに「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行うこと。ただし、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 79 条において準用する第 50 条第 2 項の規定により、「特別の教科 道徳」に代えて宗教を教育課程に編成する私立の中学校については、「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行う必要はないこと。

なお、特別支援学校の中学部における視覚障害者用に、文部科学省著作教科書として新たに制作予定である「特別の教科 道徳」の点字教科書についても採択することが可能であること。

(3) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号。以下「平成 21 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（平成 31 年度使用）」の第 1 部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号。以下「平成 11 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第 2 部に登載されている教科書のうちから採択すること。

(4) 学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について

- ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用

図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

- ② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度，能力・特性に最もふさわしい内容（文字，表現，挿絵，取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており，教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書，図鑑類，問題集等の図書は適切ではない。）。

（ウ）上学年で使用する図書や，採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（エ）価格については，前年度の実績を考慮するなどし，高額なものに偏ることのないようにすること。

（オ）別途送付している「平成 31 年度用一般図書一覧」（平成 30 年 3 月 5 日付け事務連絡参照）を参考にしつつ，それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

- ③ 拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて，全分冊の一括供給が困難である場合においては，年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され，以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

なお，分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書，点字教科書については，教科書と同様に分冊本を採択できるが，その供給については，教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には，採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類，発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で，平成 30 年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。

なお，平成 31 年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後，改めて文部科学省から当該発行者に対し，供給が可能かどうか確認をすることになるため，その結果，絶版や在庫不足等の理由により，発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

- （5）ユニバーサルデザインに関する配慮について

各教科書発行者においては，教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところであり，教科書の採択に係る調査研究に当たっては，障害その他の特性の有無にかかわらず，児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても留意することが望ましいこと。

2 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 文科初第 1808 号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。
- (2) 教科書発行者に対しては，採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第，4 月末日（教科書センターについては 5 月末日）までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については，各高等学校にも送付できることとしているが，翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように，各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は，教育関係者の教科書研究の便宜を図り，一般公開を通じて，地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり，教科書展示会の開催に係る経費は，地方交付税で措置されていること。
- (2) 平成 30 年度においては，教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 5 条の規定に基づいて教科書展示会を 14 日間（法定展示期間）開催すること（「平成 30 年度における教科書展示会について」（平成 30 年 3 月 6 日付け 29 初教科第 42 号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知）参照）。
- (3) 法定展示期間外であっても，教科書展示会を開催することは可能であり，法定展示期間の前後にも展示を行ったり，移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど，広く地域住民の方々が，展示会に参加できるよう工夫すること。
また，拡大教科書及び点字教科書や，学習障害やその他発達障害等により，教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても，教科書展示会等の機会を活用し，普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際，平成 27 年 3 月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や，平成 29 年 1 月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。
- (4) 都道府県教育委員会は，教科書展示会において，学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を展示することができるが，その際，これらの図書の見本は，基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は，教科書展示会の開催時期・場所等について，教育関係者はもとより，保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお，文部科学省ホームページにおいても，各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

(6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。

(7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること(翌年度使用教科書のみ)。

4 需要数報告について

(1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。

(2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限(9月16日)を遵守すること。

(3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要がある場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。

(4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。

(5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること(※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書)。

(6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

(1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた

施設であること。

- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。

報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえると同時に、随時その状況を把握すること。

- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第 12 条第 3 項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

- (3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 小学校・中学校・高等学校用教科書の今後の検定・採択のスケジュールについて

小学校については平成 32 年度から、中学校については平成 33 年度から、高等学校については平成 34 年度から、新しい学習指導要領が実施される予定となっており、平成 31 年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについての別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

学校種別等区分		年度（西暦）										
		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	
小学校	検定	◎			◆	◎	◎				◎	
	採択		△			▲	△	△				
	使用開始			○			●	○	○			
中学校	検定		◎			◆	◎	◎				
	採択			△			▲	△	△			
	使用開始				○			●	○	○		
高等学校	主として 低学年用	検定			◎				◎	◎		
		採択				△				△	△	
		使用開始	○								○	
	主として 中学年用	検定				◎				◎	◎	
		採択	△				△				△	
		使用開始		○				○				
	主として 高学年用	検定	◎				◎				◎	
		採択		△				△				
		使用開始			○				○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。

※ 網掛け部分については見込みである。

番号	報告第8号	担当	学校教育部教育推進課
議案名	松原市立義務教育諸学校教科用図書調査員の任命について		
説明	<p>松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領第5条に基づき、平成31年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書調査員の任命を教育長専決にて行ったので、これを報告するもの。</p>		

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会運営要領

平成 26 年 4 月 22 日改訂

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という）は、以下の運営要領によって運営する。

1. 選定委員会は、学校教育部長、学校教育部次長、校長代表 2 名、教頭代表 1 名、松原市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者 2 名（松原市 P T A 協議会代表）を持って組織する。
2. 選定委員会は、調査員の報告をもとに、各種目ごとに教育委員会に答申する。
3. 選定委員会は、必要に応じ大阪府教育委員会事務局の助言を求めることができる。
4. 選定委員会委員は、別紙様式による誓約書を提出する。
5. 教育委員会は、松原市立小・中学校の校長および教員のうち、当該教科について、すぐれた専門的知識を有するものを調査員に任命する。その数は各種目につき 3 名とする。
6. 調査員は、採択が適切に行えるよう大阪府教育委員会が作成した教科用図書選定資料等を活用し、各種目ごとに必要な調査検討を行い、その結果を書面によって選定委員会に報告する。
7. 調査員は、別紙様式による誓約書を提出するものとする。
8. 保護者の代表に対しては、出席した日数に応じて費用弁償を含む額をその都度支給する。
9. 選定委員会の事務局を本市教育委員会学校教育部教育推進課内におき、指導主事をもって充てる。

松原市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規程

平成 13 年 2 月 20 日

教 委 規 程 第 1 号

(設置)

第 1 条 松原市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、松原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、松原市義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(設置期間)

第 2 条 委員会を置く期間は、新規の教科用図書の採択が必要な年度の前 1 年とする。

(委員会の担任する事務)

第 3 条 委員会は、教育委員会の諮問により、松原市立義務教育諸学校の教科用図書の調査および研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を答申するものとする。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命または委嘱する。

(1) 教育委員会事務局職員

(2) 松原市立義務教育諸学校の校長および教員

(3) 松原市立小学校または中学校に在籍する児童・生徒の保護者

2 委員の任期は、第 2 条に規定する委員会の設置期間とする。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

(委員長および副委員長)

第 6 条 委員会に委員長および副委員長各 1 名を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長に事故あるときまたは欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(調査員)

第 8 条 委員会は、必要に応じて調査員を置いて調査を行うものとする。

2 調査員の人数は、委員会が種目ごとに定める。

3 調査員は、教育委員会事務局職員並びに松原市立義務教育諸学校に勤務する校長および教員のうちから、教育委員会が任命する。

4 第 5 条第 3 項の規定は、調査員に準用する。

(施行の細目)

第 9 条 この規定に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

番号	議案第10号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	松原市立公民館運営審議会委員の委嘱について		
説明	<p>松原市立公民館運営審議会条例第2条第2項に基づき、松原市立公民館運営審議会委員の委嘱をするもの。</p>		

改正

平成14年3月29日条例第15号

松原市立公民館運営審議会条例

松原市立公民館運営審議会委員の定数、任用、費用弁償に関する条例（昭和30年条例第38号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条に規定する松原市立公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（審議会の委員）

第2条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

（委員長及び副委員長）

第4条 審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 審議会は、委員長が招集し、自ら議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（施行の細目）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に委嘱又は任命されている委員は、第2条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

附 則（平成14年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。